

令和4年3月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月15日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和4年3月15日〔火曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

請願第13号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願

議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳出

議案第30号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席委員（6名）

委員長 宮田達男君 副委員長 大藪豊数君

委員 野下達哉君 委員 古池勝英君

委員 掛布まち子君 委員 田村徳周君

欠席委員（1名）

委員 河合正猛君

委員外議員（4名）

議員 稲山明敏君 議員 尾関昭君

議員 中野裕二君 議員 石原資泰君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君 副主幹 前田昌彦君

書記 岩本達明君

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 村良弘君

| | |
|--------------------|-----------|
| 健康福祉部長 | 松 本 朋 彦 君 |
| 教育部長 | 梅 本 孝 哉 君 |
| こども未来部長兼こども未来部保育課長 | |
| | 貝 瀬 隆 志 君 |
| 高齢者生きがい課長 | 平 野 優 子 君 |
| 高齢者生きがい課主幹 | 間 宮 徹 君 |
| 高齢者生きがい課副主幹 | 土 谷 武 史 君 |
| 福祉課長 | 倉 知 江理子 君 |
| 福祉課主幹 | 石 田 哲 也 君 |
| 福祉課副主幹 | 横 川 幸 哉 君 |
| 健康づくり課長兼保健センター所長 | 中 山 英 樹 君 |
| 健康づくり課主幹 | 古 川 雄 一 君 |
| 健康づくり課副主幹 | 脇 田 亜由美 君 |
| 教育課長 | 茶 原 健 二 君 |
| 教育課管理指導主事 | 石 原 香 蔵 君 |
| 教育課主幹 | 夫 馬 靖 幸 君 |
| 教育課副主幹 | 千 田 美 佳 君 |
| 生涯学習課長兼少年センター所長 | 可 児 孝 之 君 |
| 生涯学習課副主幹 | 岩 田 麻 里 君 |
| こども政策課長 | 稲 田 剛 君 |
| こども政策課主幹 | 栗 本 真由美 君 |
| こども政策課副主幹 | 丹 羽 克 仁 君 |

陳述出席者（4名）

請願第13号 藤 田 愛 子 君、西 島 美 穂 君
秋 山 和 子 君、小野田 仁 美 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、厚生文教委員会を開きます。

本日は先に請願を審査いたします。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第13号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願

○委員長 請願第13号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書を朗読させます。

○事務局 請願第13号、令和4年3月1日受付。件名、5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願。

請願者、江南市今市場町秋津281番地、藤田愛子。

紹介議員、尾関 昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

5歳～11歳の新型コロナワクチン接種に関して接種のメリットとデメリットに十分配慮した情報の広報を求める請願。

請願趣旨。

新型コロナ感染症パンデミックの中、本邦においても昨年より新型コロナワクチンの接種事業が進められている。医療従事者、高齢者、そして12歳以上の全年齢へと対象を拡大して、昨年11月にはほぼ希望する方々への2回接種が終了したとされている。

ところで、このワクチン接種事業の開始に当たっては、当初より「有効率90%以上」との言葉が喧伝され、国民の間に大いに期待を抱かせた。とりわけ、感染症の広がりがマスメディアで大きく取り上げられ出してから、大きく営業を自粛せざるを得なくなった飲食店の方々や学年行事を延期された学童・生徒たちの間でその期待は大きかったものと思われる。そして昨年2021年4月頃よりマスメディアや政府広報（ユーチューブ・新聞への広告）においても新型コロナワクチンの有効性や「あなたとあなたの大切な人を守るためにも、ワクチン接種を御検討ください」という言葉が盛んに喧伝されていた。新型コロナウイルスパンデミックの恐怖及び新型コロナワクチンの効果の宣伝や「利他的」な行為の推奨により日本人の接種率は78%を超えた。

しかしその一方でワクチンの後遺症を訴える声が次々と上がっている。ワクチン接種後死亡者の数は2021年の接種開始より1,431件（ファイザー製ワクチン1,365件・モデルナ製ワクチン65件・アストラゼネカ製ワクチン1件）、副反応者3万206名（そのうち、重篤な副反応事例は6,165名、心筋炎633名）とされている。死亡事例のうち、10代の接種後死亡者は6名である。いずれの方もワクチン接種との因果関係は認められていないが、鎌倉市議会にて公表された、13歳男性の遺族の訴えは、ワクチンと死亡との因果関係について遺族が疑念を持っていることを感じさせる。その声には我が子の命が突然に奪われた理不尽への無念さ、やり場のない怒り、悲しみの念が込められていた。さらには、この新型コロナワクチンについて十分に正しい情報が広報されてこなかったことへの怒りも感じ取れる。実にこの新型コロナワクチンは治験中であり、これまでに広く使用されたことのない遺伝子工学によるワクチンである。よって接種後にも、従来知られていなかったような副反応や後遺症が生ずる可能性があるワクチンである。しかしそうしたことを国やメディアが大々的に広報しているのを見たことがない。その一方で上述したようなワクチン接種のメリットのみが大臣や医師、タレントによって広報

されている状況であった。こうした情報量の差が思わぬ副反応や死亡事例を招いている可能性は否定できない。

そもそも10代の新型コロナ感染のリスクは低い。厚生労働省発表の「新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（速報値）令和4年1月18日時点」によると、これまでに新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡した10代は僅かに4名であり、致死率は0.0%である。この数字を真摯に捉えるならば、感染リスクの極めて低い10代の若者に長期的な副作用の不明確なワクチンを接種される必要など全くないことは明確である。

請願事項。

1. 行政は、「PCR陽性者」と「感染者」は同義ではないことを国民に周知徹底することで、国民の過度な不安や緊張を低減させる。

2. 行政は、10代や20代は感染リスクが極めて低いことを、具体的な数字（10代死亡者4名、20代死亡者27名、共に致死率ゼロ%）を上げて国民に周知徹底する。

3. 行政は、新型コロナワクチンがこれまでのワクチンとは違う機序のワクチンであり、かつ治験中であることから長期的な副作用が不明である点を国民に周知徹底する。

以上です。

○委員長 この請願について、意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては、4名を希望されております。意見陳述を許可いたしたいと思っておりますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可いたします。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いいたしたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（藤田） ありがとうございます。

まず、今日配付資料をお持ちいたしましたので、配付の許可をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 陳述人より、請願第13号に関する資料を配付したい旨の発言がありました。

これにつきまして、この委員会の中だけということでは皆さんにお配りしてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局より配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、陳述のほうをよろしくお願いいたします。

○陳述人（藤田） ありがとうございます。

皆様、初めまして。本日は、私のためにこのような委員会を開いてくださりありがとうございます。

私は、ちょっと簡単に自己紹介させていただきますと、ずっとこちら江南市で生を受けて、今日まで江南市で育てていただきました。江南市の歴史資料館に参りましたときに、江南市の歴史というのが縄文時代から古くは遺跡がもう発掘されておりまして、もう1万5,000年以上前からこの地に人々が木曾川下流域ということで集って生活を営んでいたということを思いましたときに、そういう流れの中にある私たちということで、いろいろ戦乱とか今もいろいろあるわけですが、そういった困難を乗り越えて未来にこの江南市というまち、そしてみんなの生活文化、そうした営々とした生の営みをつないでいかななくてはいけないということを強く思いました次第です。本日も、そういった視点に立って意見を述べさせていただきたいと思います。

本請願につきましては、皆様、委員の方々がもう既に御承知おきのこととしますので、本請願の内容について今日は直接ということではございませんで、新しく出ました資料ですね、請願を提出いたしましたから新しく出た資料を基に、また行政における情報の広報の在り方という観点から申し述べさせていただきたいと思います。

お手元に配らせていただきました資料は、令和4年3月8日24時時点の速報値でございます。

1枚目を見ていただきますと、特に今回は10代の数値に注目していきたいと思うんですけれども、死亡者数を見ていただきますと、やはり10代は7名となっております。そして10代未満が残念ながら1名出てしまいましたけれども、こちらも私の調べたところによりますと、かなり基礎疾患のあるお方だったというふうには伺っております。そして、致死率でございますけれども、10代はやはり0.0%ということでこちらも変わらない数値となっております。

2枚目を御覧ください。

2枚目は、重症者割合の速報値となっております。

重症者割合ですけれども、やはり10代未満は0.0%、そして10代も0.0%という数値になっております。重症者数は10歳未満は5名、10代は1名ということで、こちらも変わらず一人でもいてはいけないということもございますが、全体として見たときにはやはり低い数値ということになってございます。

そして、今回は、第29回と第30回の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会議事録というものも、私のほうはちょっと資料があるんですけれども、すみません、こちらが結構こんな長文な感じですので、これはホームページいつでも誰でも見られる状態になっておりますので、今回は本請願に関わるところのみちょっと私のほうで簡単にピックアップをさせていただきまして、問題提起をさせていただきたいと思っております。

まず、第29回の分科会の報告なんですけれども、この中ではやはりオミクロン株というのは、デルタ期と比べて患者さんの重症化割合が低下しているという記述がございます。

そして、すみません。聞こえづらくて申し訳ありません。そして、このワクチンに関してなんですけれども、このワクチンに関しては、感染予防効果あまり期待できないということも、これ森内参考人のほうからそういった発言がございます。ずっとちょっとこのワクチンの効果がどれほどあるのかということについて、各参考人ですね、ちょっとピックアップしながら読み上げてまいりたいと思っております。

この森内さんなんですけれども、今のワクチンによって少なくとも重症化を防げるということであれば、基礎免疫を急ぐという考え方も出てくるだろ

うと思います。ただ、今の時点で言えることは、かなり限界があるかなと思います。オミクロン株に対して有効性も分からないし、子供の疾病負荷に関しても日本の場合にはどうであるのか。急性期だけではなく、慢性的なことも含めて、そういったものが十分ではない中でどれくらい強い推奨を出すかというところが難しいというふうに森内先生おっしゃってしまっていて、今の段階でのワクチンがどれくらい有効性があるのかという点について疑義を表明していらっしゃいます。

さらには、やはり感染予防効果をあまり高くないということも森内先生はおっしゃっております。

ちょっと時間もありますので、換気もありますので、ぱらぱらと行きたいとは思いますが、そして、このワクチン、今打っていますワクチンに関しては、武漢株に対するものであるということも、この第29回分科会の中での発言としては出てきております。この大坪大臣官房審議官が、現在は確かにオリジナル株に対するワクチンでございますがというふうに発言をされております。

さらに、この森内先生ですけれども、このオミクロン株になってやはり感染予防効果がどれくらいあるのかは今のところよく分かっていない。感染予防効果は分かっていないという御発言でございます。ですので、子供たちがもうこんな生活は嫌だとか、日常生活を取り戻したいとかいって、それで僕たちも協力するんだということ。さらには、いじめの対象になるからそれを避けたいとかということ。これは全部感染予防効果ということを期待しての発言だと思われませんが、しかし、感染予防効果というのは分かっていないというふうに森内参考人が述べていらっしゃいます。

さらに、このオミクロン株に対する二次感染予防効果、それから重症度を抑制する効果、特に前者、二次感染予防効果というのはほとんど期待できない。

○委員長　そろそろまとめに入っていただいてもよろしいでしょうか。

○陳述人（藤田）　すみません。ごめんなさい。

それから二次感染、他人にワクチンを打って感染した後、他人に感染をさせることを抑制する効果はあまり期待できないということもおっしゃって

ます。さらに、第30回の分科会のほうでは、重症化を抑制できるというエビデンスがないということを述べられてもいるんですね。

そういったことから考えますと、現在、子供さんに対するワクチン接種のお知らせには、今、私が申し上げたようなことがはっきりとは書いてございませんね。というのは、接種の対象のところに重症化リスクの高い基礎疾患を有するお子様は接種を特にお勧めしていますと書いてありますけれども、重症化を抑制できるかどうかエビデンスがないと第30回分科会のほうではありますので、この情報の混乱というのはどういったことかなというふうに思うわけでございます。

それから、武漢株に対するワクチンでございますので、それは確かにデルタ株までのデータですと、有効性に関してはデルタ株までのデータですというのが、私の見たところどこかには書いてあったんですが、しかし、オミクロン株に対する有効性は推定だということですので、そういった分科会の内容と、こういったパンフレットに記載されている内容というのはかなりギャップがあるというような認識でございます。

こういった点も含めまして、行政におかれまして、やはり国民の自己決定権を保障するということが大変重要なことでございますから、ちゃんとリスクとメリットをきっちりと文書化する。そして、ITリテラシーの問題もございまして、みんながみんな、やはりすぐインターネットに接続できるというわけではありませぬので、そういったことをきちんと具体的な数値を出してちゃんと広報に載せていくということは非常に重要なことであると思いたしましたので、こちらの情報も付け加えさせていただきます。

以上になります。ありがとうございました。

○委員長　これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○田村委員　おはようございます。御苦労さまです。

お尋ねしたいんですけども、頂いたこの資料の出典はどちらから出され

ていますか。

○陳述人（藤田） こちらの資料は、厚生労働省であると思います。10日に1度ぐらい発表されている速報値です。

○田村委員 今、であると思うとおっしゃられたということは、はっきりしないということですか。

○陳述人（藤田） いえいえ。厚生労働省です。

○田村委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○野下委員 今、分科会の森内さんとおっしゃいましたかね、間違いましたかね、ある方の意見をおっしゃいましたけど、分科会というのはいろんな意見が出ていると思うんですね。

逆に、このワクチンの非常にこれは、当然外国から治験をやって日本でそれを認めるという流れだと思うんですけど、今のは非常に否定的な御意見だということで例題を挙げられましたけど、逆に有効的であると、こういう意見も当然出ていると思うんですが、その辺は御紹介できませんか。

○陳述人（藤田） 確かに抗体値が上がると、そういったデータも出てございます。ですので、有効性を上げてはいけないということではございません。有効性は有効性としてある。しかし、デメリットについてもきちんと述べるべきではないか、そういう請願趣旨でございます。

○野下委員 私が言いたいのは、そういう意見があれば紹介いただけませんかということです。両方やっぱり述べてもらわないといかんのじゃないですか。

○陳述人（藤田） 分かりました。

有効性に関してのデータとしましては……。

すみません。私はデータとしてホームページ上で拝見いたしました。それは抗体値が上がっていると、そういったデータがございましたが、本日の請願趣旨にちょっと使うものではなかったもので……。

○野下委員 そういうものがあれば教えてもらいたいなと思って。

○委員長 それが今提示できなければ、それで結構でございます。

○陳述人（藤田） 申し訳ございません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

○陳述人（西島） 一言だけいいですか。

○委員長 陳述者の方の……。

○陳述人（西島） 今のおっしゃったことに対しての私たちの答えというか……。

○委員長 どうぞ。

○陳述人（西島） 今何かおっしゃったんですけど、私たちの見解では、これは大変な大変な医療利権、そういうことから起こっていることではないかと思っています。以上です。

○陳述人（藤田） いろんな見解があることはあります。ただ、私は、本請願の内容についてきちんとした精査をいただきたいと思っておりますので、その旨をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかの方はよろしいでしょうか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者は、傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

委員の皆様には御意見を頂戴したいと思います。

掛布委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○掛布委員 すみません。今の陳述とか事前に配付していただいた請願者からの資料も目を通させていただいているんですけども、正直なところあまりにも今現在進行中でどんどん状況も変わってきて新しく判明してくるであろう事実もどんどん変わっていく中で、市議会議員として判断するのはあまりにも専門的過ぎて難しく、ちょっと責任が持てないというのが正直なところでは。

確かに、5歳からの小さい子供たちにまだ治験中の今までであったことなの

いようなこのワクチンを接種するということについて、保護者の方々の不安というのは、どうしてもそのワクチン接種で体を壊したとか、亡くなられたとかいう情報を目にされれば、不安で不安で仕方がないという思いはよく分かりますし、先ほど言われた自己決定権を保障するためにも、もっとちゃんと情報を周知徹底してほしいという思いもすごくよく分かるんですけども、5歳からのワクチンは、義務ではなく任意であるということもあります。既に接種券も送られており、その接種券をもって保護者の方々が自主的に判断をしていいということになっておりますので、なかなかちょっと議会としてこの請願を採択するというのは責任が持てないなというのが正直なところで

す。

もうあと一点、請願項目の①なんですけれども、PCR検査をあまりにも信頼し過ぎてはいけないみたいな表現になっているんですけども、いろんな面で広く広く感染の可能性のある人を捉えて感染拡大を抑え込むという、そういう視点から見ると、あまりにもPCR検査の精度というか、可能性をおとしめてはいけないと思って、ちょっと特に請願項目の1項目については、ちょっと同意できないなという思いなので、申し訳ありませんが、私は責任が持てない請願で賛同はできないなと思います。

○田村委員　　よろしく願いいたします。

その請願文の中にもいずれの方もワクチン接種の因果関係が認められていないが、あるいは、よって接種後にも、従来知られていなかったような副反応や後遺症が生ずる可能性があるワクチンであると書かれておりますけれども、このことも今現在のことであって、この先、じゃあどうなるか、どうならないかって私たちも同じようなお答えになってしまうんですけども、申し訳ないですが、医師ではないのでそこまで判断しづらいということと、じゃあ、これから出てくるかもしれないんでということもあります。

それから、ちょっといろいろ話が重複したりするんですけど、江南市のホームページには、そもそもが努力義務はなく、希望する方のみが対象となりますという記述もあり、要するにそういったどうなるか分からないので、でもやるということを決めたんで進めますけれども、やるかやらないかは決めてくださいねと。じゃあ、そんな無責任なおっしゃられるかもしれないで

すけど、こちらのほうとしては、もう決められたことを進めるしかないということもあって、ただ、責任が持てるか持てないかという中で、じゃあ最後は誰が命を守るのかといったときに、やっぱり自分自身であり、判断ができないんで親御さんであることにも変わりないと思います。

であるならば、様子を見て後でやるのか、やっぱりまずかったねということでやめるのかというのは先でもいいと思います。

以上のことをもって私自信は医師ではないですし、判断材料に乏しいと思うので、このことに関してはお受けできないという返事をさせていただきます。以上です。

○古池委員　このコロナの感染につきましては、現実を見ますとやっぱり身近にあるわけですが、保育園の休園と、ここ1か月、2か月ぐらいのところなんですけど、この今度のオミクロン株ですね、保育園の休園とか、それから学級閉鎖が続いておるわけでございます。いわゆる感染が非常に身近になっておるといふ現状であります。

そういう中で、やっぱりオミクロン株は感染力が非常に強いというふうに言われておりますが、数字的に見ますと、やはり以前の感染者数、8月時点でおきますと、例えば愛知県の資料によりますと8月では約2,000人ぐらいの感染者でありましたけど、今回のオミクロン株は、約3倍の6,000人以上の方が感染しておるといふ、こういう現実を見ますと、やはり感染症の発症を予防するとか、それからこういう予防することにおいて、同居家族とか周りの人たちの感染のリスクをやっぱり減らしていかなければならないというような観点である以上、やはりただそのリスクとかいろいろ考えますと打つ、打たんということについては、やっぱり家族の中で話し合ってくださいとか、それから周りの方と相談するとか、あるいはかかりつけ医の先生と相談するとかというようなことで、同意の上で接種するような形で行われております。

実は、私の家族の中でも、この対象になる子供たちがいるわけですが、子供というか孫になりますけど、その接種の案内の中に、やはりこういう新型コロナワクチン接種についてのお知らせという案内が入っております。この案内をよく読んで受ける受けんということは、本人たちのあれですけど、何にしましても、子供たちへの感染が非常に多くなっております。そういう現

実を考えると、この感染のリスクを避けるためにも、いろいろ家族で考えた上でやっていただきたいというふうに思っております。

そして、またこの請願の中にありますように、一番最後のところですが、感染リスクの極めて低い10代の若者にと極めて低いということがちょっと引っかけられます。それから、長期的な副作用の不明確なワクチンを接種させる必要など全くないことは明確であると。この辺はちょっと非常に不明確であるというふうに思います。このような現状でありまして、やはりこの請願については不採択というふうにさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○野下委員 お話をお聞きさせていただきました。

陳述趣旨にあります後半の10代の新型コロナ感染のリスクは低い、この数字を真摯に捉えるならば、感染リスクの極めて低い10代の若者と、こういう表現がされております。これ1月の段階だと思んですけど、ところが10代というのは5歳から11歳ですから、小学生、あと保育園児、こういうところは現にたくさん出ているんです。全然極めて低くないんです。だから、学校の現場、保育園の現場、そして保護者の皆さん、本当にこういった部分については、この表現は私的にはちょっと受け止めることはできません。現実には、たくさん出ていらっしゃるということは、これは真摯に受け止めていただかないといけないのではないかなと思います。

それで、請願事項についても、行政は10代、20代は感染リスクが極めて低いことを具体的な数字と書いてありますから、これは亡くなられる方というところが何か視点になっているようでございますけれども、先ほど頂いた厚生労働省の感染者のリストを見ても多くやっぱり出ていらっしゃるんですね。ですから、こういったところを考えると、ちょっとこの請願については私的にもちょっとのむことはできないということで、不採択という形にさせてもらいたいと思います。

○大藪委員 おはようございます。

わざわざお忙しいところ、請願においでいただきありがとうございます。

いろいろ本当にお聞かせいただいて請願の中だけでは読み取れない部分も、今日おいでいただいた中からお話は十分伺えたと思っております。

ただ、やはり請願の内容を私もずっと拝見させていただいた中で、エビデンスというお話が出てまいりましたが、やはり先ほどのお話の中で各委員もお話ししていただいたとおり、10代、それ以下の子供たちへの感染のリスク、それから発症、そして死亡率含めて、やはりお話の内容の中でもエビデンスがまだ出ていないものも幾つかありました。そういったところから、もう少ししっかりした本当にエビデンスが出ていれば、我々もこれは納得しなければいけないところもあるとは思いますが。

あわせて、やはりPCR検査の信頼性についても、もう今現在PCR検査の信頼性以外、我々が感染の数値を読み取るものがないんですよね、残念ながら。そう考えますと、その信頼性について随分ちょっとお疑いのところもあると思いますが、逆にもしそうだとするならば、ほかに信頼性を勝ち得るような数値が出せるものがあれば、なるほどというふうに納得もできます。

そういったところからも考えて、それともう一つ、今回の請願につきまして、子供たちの感染のリスクは、やはり多くの子供たちが感染しております。死亡率が低いのは確かにそうでしょう。おっしゃるとおりです。ところが、やっぱり私が相談を受けたある小学生、中学生のお子さんをお持ちの御家庭のお母さんからは、必ず打たせますと。どうしてですか、打つのは自由ですよと必ず私も言っています。どうぞ、選ぶのはお父さん、お母さんのほうで選んでいただければいいんですということを話ししますと、やはり子供が感染してきて子供に発症がなかったり、亡くなることはないかもしれないですけど、我が家には大切なおじいちゃん、おばあちゃんがいます。このおじいちゃん、おばあちゃんへの感染リスクを考えると、とてもやはり子供が感染してくることにに関しては看過できないというのが、やはりそういったお父さん、お母さんの打たせようとする一つのモチベーションになっています。

先ほどこういった情報などをもっと公平にこの市のほうでも出してほしいということをおっしゃっていました。市のほうは、打つことに関しても打たないことに関しても、情報は一定のところまで止めているはずなんですね。やはり選ばれるのは御本人がしっかり調べていただいて打つ、打たないを判断していただければいいと私は考えておりますので、今回のこの請願について不採択という強い意味を持つわけではありませんが、やはり各皆さんの自由

という意味もあって、今回は私も不採択とさせていただきたいと思っております。以上です。

- 委員長 委員の皆様から御意見をいただきましたが、付け加えの御意見等がありましたらお願いいたします。

[挙手する者なし]

- 委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時10分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は、不採択とすることですが、不採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長 本請願は、不採択とすることに決しました。

それでは、議案の審査を行います。

昨日採決されました議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算につきまして、こども政策課より答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可いたします。

- こども政策課長 貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

昨日の掛布議員からの令和4年度一般会計予算の御質問をいただいた内容について、答弁の訂正をさせていただきます。

御質問内容で、認可保育所と国と市、保育事業者の負担割合と補助上限額について、正しくは補助基準額は3,500万円、国の負担割合は3分の2で、補助上限額は2,333万3,000円、市の負担割合は12分の1で、補助上限額は291万7,000円、保育事業者の負担割合は4分の1で876万円と申し上げましたが、正しくは負担額は875万円でした。大変失礼しました。

- 委員長 この議案は既に採決されておりますが、この訂正による採決への影響はないということよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　　続きまして、昨日審査しました議案第25号の保留になっておりました答弁につきまして、当局からの答弁を求めます。

○高齢者生きがい課長　　貴重なお時間をいただき、また答弁が遅れましたことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。

昨日の掛布委員の介護認定認定率についての御質問に対する答弁でございますが、第8期介護保険事業計画におきましては、令和3年度は15.4%、令和4年度は16.0%と推計しております。

○委員長　　この答弁に関しまして、質疑はありますでしょうか。

○掛布委員　　計画値はそうなんですけれども、令和3年度についてはもうほぼ終了間際なんですけれども、この目標値である計画値に対して現状はどうなっているのか分ければ教えていただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長　　令和4年1月末現在の認定率でございますが、15.4%でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分　　休　憩

午前10時15分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部
こども未来部
の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、追加議案書の14ページ、15ページをお願ひいたします。

上段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は1,117万4,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 事業継続支援の介護サービス事業所への応援金の配付額というのは、以前も応援金を支給していると思うんですけど、そのときと全く同様の分配の金額ということでよろしいのでしょうか。

○高齢者生きがい課長 委員のおっしゃるとおりでございます。令和3年度のものと同じでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○福祉課長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして御説明をいたします。

追加議案書の14ページ、15ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は678万3,000円でございます。

内容につきましては、15ページ説明欄に掲載をしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　今のところですけど、これ障害福祉サービス等事業所に対しての応援金ということですけど、これ前にもあったような気もするんですけど、一事業所に対して幾らの応援金になっているのかということと、それからその使い道って何か限定されているのかと。この2点でお願いします。

○福祉課長　この応援金の交付金額でございますが、サービスの種別に応じて15万円、10万円、5万円という交付額を設定させていただいております。15万円の交付額になりますのは、入所支援施設でございます。これは、市内で1件でございます。10万円の交付額になりますサービス種別は、生活介護や共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、主に通所施設が対象となります。

次に、5万円の交付額を設定しております種別は、短期入所、重度訪問介護、居宅介護、そのほか計画相談支援等を主に訪問によるサービスを提供している事業所が対象となります。

あと、使い道につきましては、特に市のほうから設定はしておりません。実施をしました後にアンケート調査を行っておりまして、その結果を見ますと、主には感染予防対策としまして消毒薬や予防に関わるマスク、手袋等、そういったものを購入する用途に充ててみえるのが85%ということで、主にそういった用途で使ってみえるというのは把握しております。以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について

審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、追加議案で配付をさせていただきました議案第29号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

追加議案書の18ページ、19ページの上段をお願いいたします。

補正予算額は7億4,743万6,000円で、所管は健康づくり課でございます。

内容につきましては、19ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして7億2,769万8,000円の補正を、次に最下段の休日急病診療所運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）は21万2,000円の補正を、はねていただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

21ページ最上段、地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）は1,952万6,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようですので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- こども政策課長　こども政策課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページの最上段をお願いいたします。

3款2項1目こども政策費で、補正予算額は約113万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、17ページの説明欄をお願いいたします。

病児・病後児保育施設運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業（単市分）でございます。少し飛びまして、議案書の24ページ、25ページをお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費で、補正予算額は68万8,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、25ページの説明欄をお願いいたします。

放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

次に、放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○古池委員　よろしく申し上げます。

17ページの病児・病後児保育事業についてでありますけど、この事業は昨年の11月からスギ薬局のそばのi I こどもクリニックで始まっておりますが、毎月の実績と、それからこの応援金の中身についてお伺いしたいと思います。

○こども政策課長　まず実績でございますが、11月から始まりまして2月末までの実績でございます。まず11月でございますが、延べ15人、12月が16人、1月が15人、2月が少し少なくて5人、4か月の合計が延べ51人でございます。

次に、応援金の内容でございますが、i I こどもクリニックに対する応援交付金のみでございますが、予算書にございます10万円を予定しております。

内容につきましては、先ほどもちょっと出ましたけれど、特に用途は設けておりませんでして衛生用品ですとか、そういったものに使っていただける

ものと思っております。

○古池委員 当初の計画は1日3人というようなことで聞いておりました、例えば開院日が20日とすると60人ですか。フルに利用されたとして15人、例えば11月15人前後ということですが、もうちょっと利用率を上げていただくようなPRといたしますか、そういうことをやっていただきたらと思いますが、要望でいいです。

○委員長 御要望でよろしいですか。

○古池委員 はい、よろしくをお願いします。

○委員長 では、要望としてお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 25ページの放課後子ども総合プラン事業で、放課後児童健全育成、あと放課後子ども教室、これ学童保育と放課後子ども教室のことですよ。ここの中の連絡用アプリケーションの導入とあります。これはどういうものか教えていただけますか。

○こども政策課長 学童と放課後子ども教室の連絡用アプリケーションの導入をお願いしておりますが、この内容でございます。ここでできる内容といたしまして、保護者からの出欠席の確認ですとか、市からの通知文の一斉配信、またはアンケート機能、こういった機能を有しているものを導入しようと思っております。

○野下委員 例えば今日はちょっと欠席ですよとかという場合も、これは何か携帯からできる形なんではないかな。出席も欠席も。じゃあ、いつからこれが適用されますか。

○こども政策課長 このメール配信アプリケーションですけど、携帯だったり、スマホであったり、パソコンもオーケーなんですけれども、アプリを入れていただきまして、このアプリというのは無料でございます。アプリストアからダウンロードしていただいて、スマホなどで利用していただくということになります。

導入の時期でございますけれど、4月早々に契約をいたしまして、契約後、速やかに保護者への周知を行いまして、できる限り、可能な限り早めの実施できるようにしてまいります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

下段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は4,749万7,000円でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします、

中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は2,975万4,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて生涯学習課について審査いたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳出について御説明をいたしますので、追加議案書の28ページ、29ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費で、補正予算額は112万6,000円でございます。

該当箇所の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 文化会館のネット環境がまだない会議室があったというのはちょっと驚いたんですけど、ここはどこなのでしょう。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回の設置箇所につきましては、2階の美術工芸室、音楽室、また1階の和室でございます。

ホールのほうも入っておりませんが、今年度指定管理者によって整備を行います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 よろしくお願ひします。

Home & n i c oホール、以前もこういった補正があったと思うんですが、今回そのネット環境の整備工事費ということで上がっております。それ以外にはないわけですね。これだけですか。ほかにはありませんか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回の補正予算額で行うものはネット環境の整備でございます。それ以外はございません。

○大藪委員 それならば、これ金額を見ると100万円超えていますよね。会議室と、それからホールはまだだというふうにおっしゃっているんですが、この金額でホールまでできないことはないと思うんですけども、本当に前も私、あれ一般質問だったか何かでお話ししました。非常にこのネット環境が悪いと。我々担当しておるすいとぴあ江南もそうですが、このHome & n i c oホールも、ロビーはネットがつながるんですが、ほとんどの部屋の中、それからホールの中、そういったところでのネット環境は本当に悪いんで、これ何とかならないかと話していたんですが、これだけの金額があれば、もうほとんど全て環境整備できるんじゃないですか、これ。まだホールも駄目なんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 金額につきましては、業者のほうの見積りを確認いたしまして適正な金額であると把握しております。

ホールにつきましては、この中には入っておりませんが、そちらのほうも金額のほうは確認をしていきたいと思っております。

○大藪委員 その辺が恐らく一般というか、公共の関係の金額が出されたのかどうか分かりませんが、私の知っているところで名古屋市内の結構大きなホテルですが、宿泊施設ですが、もうすいとぴあ江南とか、このHome &

n i c oホールとはもう格段の差で部屋数が多いところでも、この金額でほとんど全部整備が終わっていますので、もう少しきちっとこの辺の金額を精査していただいて、足元を見られているのかどうか分かりませんが、これなら、この金額ならば、あの程度のものならば整備できると思いますので、しっかりそこを見ていただきたいと思います。

以上、要望でということをお願いします。

○委員長 では、要望としてお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時36分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第30号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第30号につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の33ページをお願いいたします。

令和4年議案第30号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1

号)でございます。

34ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、36ページから37ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

上段の6款1項5目1節事務費繰入金の補正予算額は78万1,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

同じページの下段をお願いいたします。

1款2項1目介護認定審査会費の補正予算額は78万1,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

2日間にわたり、長きにわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男